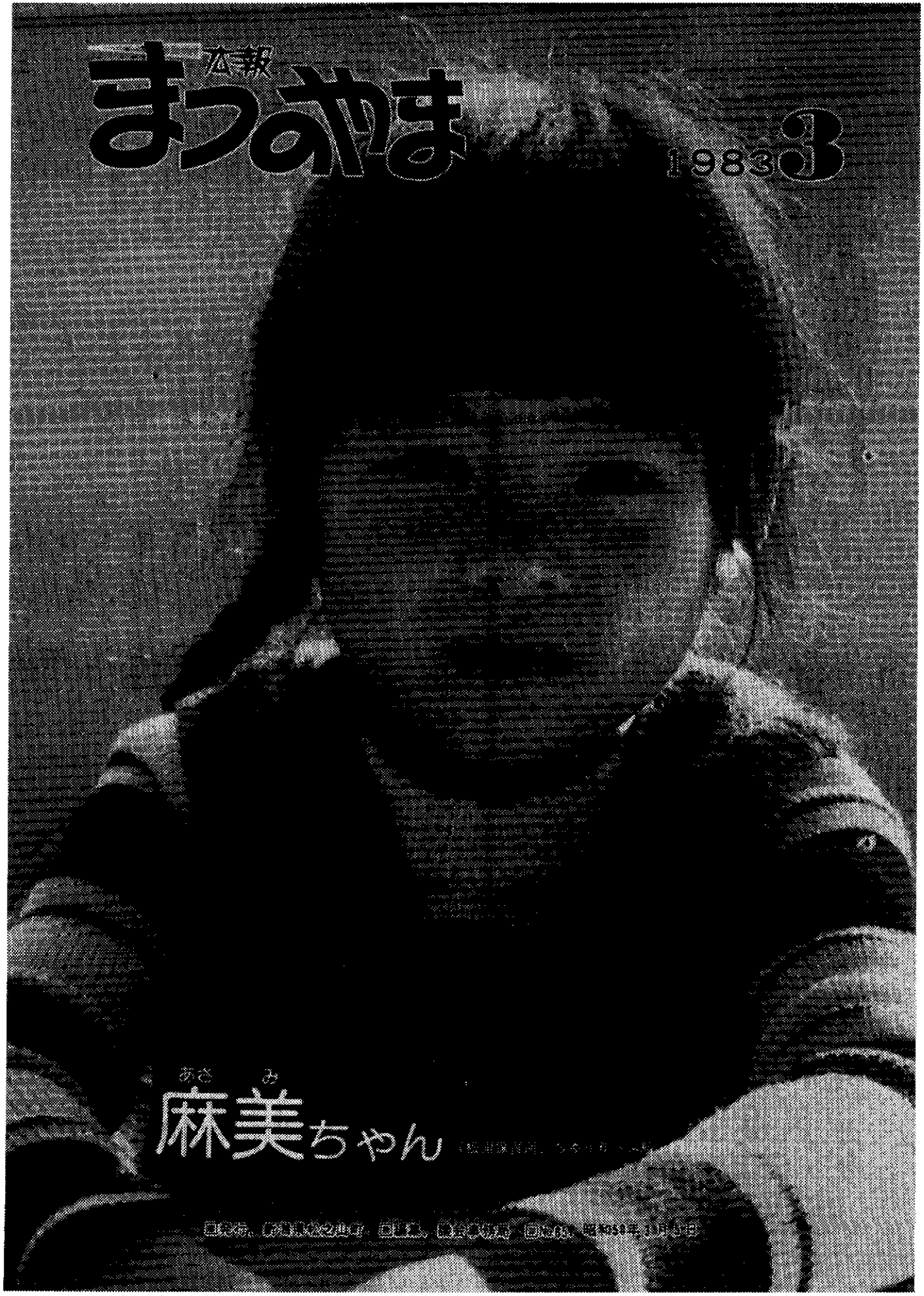
広報
まつかま
1983 3
麻美ちゃん

昭和58年度・水田利用再編対策

松之山町の目標面積　82ヘクタール

限度数量　2,588,220キロ

昭和57年度の転作実績

	目標面積(A)	実施戸数	転作面積(B)	実施率(B)/(A)
松之山	260	19	266.2	102.3
兎口	70	6	73.4	104.8
光間	75	8	78.9	105.2
新山	80	10	84.2	105.2
水梨	350	25	405.4	115.8
小谷	142	6	151.0	106.3
大荒戸	450	26	474.8	105.5
下川手	260	20	295.9	113.8
上川手	355	38	400.2	112.7
湯山	260	28	343.6	132.1
五十子平	123	12	128.5	104.4
坪野	255	13	305.2	119.6
赤倉	60	4	79.1	131.8
東山	40	5	41.6	104.0
湯本	100	15	105.7	105.7
天水越	360	43	508.0	141.1
天水島	595	40	716.0	120.3
藤倉	177	16	181.3	102.4
中尾	245	24	255.1	104.1
東川	55	19	60.0	109.0
上鰕池	195	17	209.3	107.3
下鰕池	100	9	107.4	107.4
小計	4,607	403	5270.8	114.4
藤原	40	5	43.1	107.7
曽根	295	22	302.5	102.5
新田	240	17	250.5	104.3
上之山	93	7	109.8	118.0
湯之島	170	21	225.3	132.5
中立山	750	15	771.5	102.8
田麦立	520	20	528.0	101.5
月池	320	11	324.7	101.4
坂中	125	5	130.3	104.2
豊田	375	20	383.8	102.3
北浦田	370	21	392.2	106.0
西之前	205	16	229.3	111.8
黒倉	540	32	563.2	104.2
小計	4,043	212	4254.2	105.2
合計	8,650	615	9525.0	110.1
	a		a	%

三年連続の不作で十七・一ヘクタール緩和される

今年の水田再編対策の転作目標面積と米の売渡し申し込み限度数量の配分が決まりました。

町の目標面積が八十二ヘクタールで限度数量二五八万八、二二〇キログラム（四万三、一三七俵）となりました。

三年連続の不作で米の在庫が低下してきた為、全国で当初の目標面積より七万七千ヘクタール軽減し六十万ヘクタール実施することになりました。

この措置によって、第二期間中の目標面積から県では三千八八〇ヘクタール、町では十七、一ヘクタール緩和されています。

○県の目標面積　二万一、一五〇ヘクタール

○町の目標面積　八二ヘクタール

○限度数量

うるち二五〇万九、三八〇キロ（四万一、八二三俵）

もち　七万八、八四〇キロ（一、三一四俵）

合計二五八万八、二二〇キロ（四万三、一三七俵）

限度数量の確保と転作で複合経営を

町では、耕作面積が年々減少していく中で、これ以上耕作面積を減らしたくないという考えから、米の限度数量を確保すると共に水田利用再編対策では、畜産と結びつけた耕地の有効利用を図りながら、地域（部落）ぐるみの集団転作を推進し畑地造成などで複合経営をめざし農家の所得が向上するよう転作をすすめていきます。

転作の実施に当っては、農家個々の自主的な実施計画により町全体及び地域の対策を図っていきたいので農家のご協力をお願いします。

管理転作田は年々荒れてきており、また所得の向上からも出来るだけ一般作物（大豆・トマト・インゲン等）に転作して下さい。

転作期限のきれた定着分については、規定の本数に満たない場合補植が必要となります。

杉は一〇アール当り三〇〇本、かき・くりは四〇本、くるみは二五本となっています。

昨年度の転作実積は目標八六・五ヘクタールに対して九五・二五ヘクタールで一一〇%の実施率で目標を達成しました。

今年は〝選挙の年〟
県議・参院・町長・町議選

統一地方選挙では四月十日県議選

四年に一回、春にまとめて行われる地方選挙のことを統一地方選挙といい、昭和二十二年四月の第一回地方選挙以来、今年で十回目を迎えるこの選挙は、三月から五月の三か月間に任期満了を迎える地方自治体の首長、議員合わせて二、六九〇件について四月十日（日）と二十四日（日）に投票が行われます。

四月十日には東京都など十二都道府県知事選挙をはじめ四十四道府県議、政令指定都市の二首長と九市議選挙があります。

また、四月二十四日には一般の市一四六市長、三八六市議や東京特別区の二〇区長、二三区議、七四一町村長、一、三〇七町村議の選挙が行われます。

衆院選の可能性も強まる

町では、四月十日の統一地方選で県議（任期四月二十九日）七月に参議院議員の任期が終了しますので六月（予定）に参院選挙、九月に町長（九日）町議（五日）の任期が終了しますので八月（予定）に町長、町議の選挙もあり、地方選挙と国政選挙が重なる「選挙の年」です。

これらの選挙に加え衆院解散、総選挙の可能性も強まってきました。地域住民にはより身近な地方選挙だけに審判の結果が注目されます。

4月10日

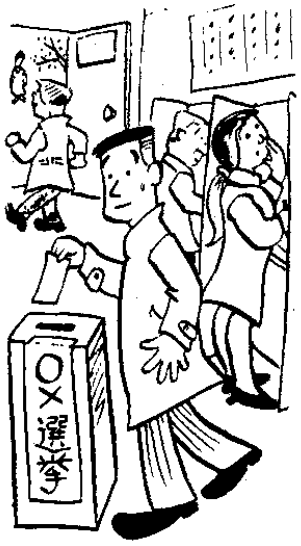

新潟県議会議員選挙
出稼者は不在者投票を

新潟県議会議員選挙は次の日程で執行される予定です。

今回は二名立候補が予想されますので、とくに出稼者の家族の方は、不在者投票の手続きに十分ご留意願います。

一、選挙執行日程

(1)告示日　三月二十九日(火)

(2)立候補届出期間　三月二十九(火)・三十日(水)

(3)投票日　四月十日(日)

二、出稼者の不在者投票について

(1)不在者投票の請求（宣誓書の提出）

選挙期間（十日間）が短いので、出稼世帯の家族の方は出稼者本人に電話で直接不在者投票請求の有無を確認していただき、不在者投票をする場合は家族が告示日（三月二十九日）までに松之山町選挙管理委員会に請求書を提出してください。

請求書（宣誓書）は部落総代を通じて出稼世帯に配布する予定です。

(2)投票用紙の送付

請求書（宣誓書）を提出された出稼者について、松之山町選挙管理委員会は出稼者に投票用紙等を郵送します。

(3)出稼先で投票

出稼者は投票用紙が送付されたら速やかに当該地の選挙管理委員会に行き、そこで不在者投票をしてください。

四月七日までに不在者投票をしないと松之山町に到着しませんのでご注意願います。

三、町内在住者の不在者投票について

選挙当日用務等で投票できない方は、選挙の前日までに不在者投票をしてください。

引っ越しのときは転出・転入届をお忘れなく

春の引っ越しシーズンを迎え目の回るような忙しさに追われている方も多いことでしょう。

引っ越しで忘れてはならないのが転出・転入時の届け出です。うっかりして手続を忘れると、選挙に参加できなかったり、国民年金の給付が受けられないなど、さまざまな不都合が生じる場合があります。適切な住民サービスを受けるためにも、届けは必ず出しましょう。

住民基本台帳への記載

住民基本台帳への記載や消除等は、転出・転入届を出すことによって行われます。

引っ越す日と転出先の住所が分かったら、役場で転出証明書をもらいます。転入届は、引っ越した日から十四日以内に転出先の市役所（役場）に提出してください。

住民基本台帳は、住所、世帯等に関する住民の居住関係の公証・選挙人名簿の登録、住民税の賦課徴収、国民健康保険、国民年金その他、住民に関する事務処理の基礎となります。

ですから、転入届を出さなければ、選挙権の行使や国民健康保険の給付などが受けられないばかりでなく、義務教育就学のもとになる学齢簿の作成もできないことになってしまいます。

なお、同じ町内で住所を変えたときは〝転居届〟を出さなければなりません。

その他の届け出

そのほか、引っ越しの際には次のような届けが必要です。

▽印鑑登録証
返却し、転出先で新たに申請します。

▽国民健康保険証
返却し、転出先で新たに申請します。

▽国民年金
転出先で住所変更手続をします。

▽在学証明書
小・中学生がいる場合、教育委員会と学校で手続をし、証明書（関係書類）を学校で受けとります。そして転出先の学校に提出します。

▽運転免許証
十五日以内に、転出先の警察署で住所変更手続をします。自動車のある場合は、所轄の陸運事務所で登録変更手続をします。

▽郵便局
郵便局に住所変更届を出しておくと、転出先に郵便物を転送してもらえるのでたいへん便利です。

税金の滞納は割に合わない

国や地方公共団体は、私たち国民が健康で豊かな生活ができるように幅広い活動を行っています。

税金は、このように国や地方公共団体が活動するための大切な財源であり、私たちが生活の向上と安定を願う限り、必ず負担しなければならない社会共通の経費であると言えます。

税金には、いろいろな種類があり、それぞれに納める期限が決められています。申告納税制度の下では、正しい申告をするとともに、納期限までに納税することになっています。この納期限までに完納されないと、滞納ということになります。

税金を納期限までに完納しなかったときは、本税のほかに延滞税も納付しなければなりません。この延滞税の割合は、納期限の翌日から最初の一カ月間は年七・三パーセント、その後は年十四・六パーセントになります。

更に、督促状が発せられてから十日を経過してもなお納税がなければ滞納処分が行われることになり、納税者が所有している財産に対して差押えが行われます。

差押えが行われますと、その財産については納税者の自由な処分ができなくなり、また、納税について誠意が認められない場合には差押財産の公売等により税金が徴収されることになります。

所得税・贈与税の申告と納税は三月十五日まで

昭和五十七年分の所得税・贈与税の申告と納税はもうお済みでしょうか。申告と納税の期限は、どちらも三月十五日です。なるべく早く、必ず期限内に済ませるようにしましょう。

申告をしなければならない人が三月十五日までに申告しなかったり、正しくない申告をしたりしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の十パーセント又は五パーセントの加算税が課され、延滞税も納めなければなりません。また、不正な行為があったような場合には、普通より重い加算税が課されます。

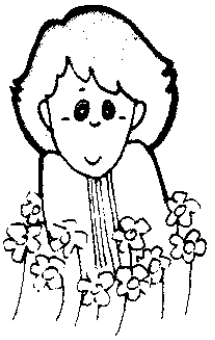

図書の紹介

ここに掲げた図書は、主に昨年度後半からのものです。利用者の少ないのが悩みの種です。自然休養村センターロビーにはベストセラーや月刊・週刊雑誌コーナーも設けてありますのでお気軽にご利用ください。

▼図書室利用時間
平　日・午前九時～午後四時
土曜日・午前九時～十一時

▼休館日
日曜、祝祭日、公民館休日、

▼貸出数・一人三冊以内

▼貸出期間・十日間
（ただし、雑誌類は三日間、ベストセラーは七日間）

歴　史

戦後政治裁判史録（全一〇巻）
栄村誌（上・下巻）
松代町郷土史（教育編）
写真集・ふるさとの百年（東・中頸、南魚）
濁流の記録
長柄町史
新潟県史（現十二巻まで）
房南捕鯨付鯨の墓
高田歩兵第五八連隊史
新潟歴史散歩
図説北越雪譜事典
探訪北越雪譜の世界

社会科学

新潟漢塩草
機会と場を生かす作文指導
書けない子をなくす作文指導
作文指導の領域と方法
作文の指導過程（全三巻）
作文指導の展開（全三巻）

自然科学

人間回復の老年医学
エゾウコギの驚くべき効用
標準原色図鑑全集（全十八巻）

産　業

公家・武将の庭
枯山水
数寄屋の庭
山菜賛歌
原色押花の作り方
どじょう養殖のコツ
タニシ、人口養殖の実際
和紙

語　学

結婚式の司会
式辞、あいさつ事典
スピーチ・司会事典
スピーチ笑辞典
新潟方言と古語
信越の秘境 秋山郷のことばと暮し

芸　術

現代演劇
演劇における時間
落語長屋の四季
楽しいキャンプ
続人間革命
戯曲・審判城
テレビ・その余白の思想
たのしい人形劇選集
現代劇集
舞台装置の仕事
舞台効果の仕事
戯曲集（上・下）
演出者の道
演劇とは何かいけばな辞典
茶道辞典
文様の辞典
浮世絵鑑賞辞典
近代日本洋画の巨匠たち展
墨筆一日一首
地炉とかねっこり
図解スポーツマッサージ
実技日本舞踊の基礎
図案と略画の事典
浮世絵価格事典
草木染
文化と芸術についての対話
芸術は何のためにあるか
芸能と民俗学
伝統工芸技法大事典
演出者の道
体育スポーツ事故判例の研究
体育スポーツ指導者の現状と課題
舞台美術を考える
体育測定法

文　学

笑いの発想法
だじゃれ大事典
中国名詩鑑賞辞典
文学の読書指導
越後文芸史話
ユーモア大辞典（上・下）
まんが日本昔話し（全六〇巻）
俳句歳時記（全四巻）

ベストセラー

天皇さまお脈拝見
日本国憲法
開幕ベルは華やかに
北の人名録
チョッちゃんが行くわよ
気くばりのすすめ
積木くずし

雑誌類

暮しの手帖
月刊農
旅の手帖
婦人公論
文芸春秋
現代農業
壮快
婦人百科
きょうの料理

大回転高校組で優勝の柳（松代）選手

第三十四回松之山スキー競技大会が二月十一日、松之山スキー連盟、町教育委員会、町体育協会、東部教員協議会、郡中体連、郡小体連主催で行われた。

二月十日午後四時より老人いこいの家で役員と代表選手百人による開会式があり、村山英明君（松之山中）が選手宣誓を行った。

翌十一日県下に大雪警報が出され新潟市では記録的な大雪となったこの日、松之山はからりと晴れ上り絶好のスキーびより

幼年女子A 志賀千恵子（松之山小）優勝

柳隆晃（高校の部） 二位

▼幼年（A）小学六年生男子
①滝沢隆男（松里小）三四秒三四
②高橋　猛（松里小）三四秒三
③佐藤　誠（松里小）三五秒五三
▼幼年（B）小学五年まで男子
①小野塚和生（松里小）三五秒三一
②久保田新次（松里小）三五秒四九
③高橋雄一（松里小）三五秒六七
▼少年（中学生男子）
①斉木秀雄（松代中）一分〇一秒一五
②村山英明（松之山中）一分〇三秒四五
③柳二三夫（松代中）一分〇三秒九五
▼高校
①柳一成（松代高）　五六秒八三
②柳隆晃（松之山高）　五九秒三六
③渡辺進（松之山高）　五六秒五五
▼成年（1）二十九歳まで
①小川章（松之山中）一分〇三秒八三
②小野塚茂（松SC）一分〇四秒七〇
③村山修一（松SC）一分〇五秒一七
▼成年（2）三十～三十九歳
①相沢重美（松之山農）一分〇四秒五九
②村山昭雄（松之山農）一分〇五秒七八
③村山達三（松代ス）一分〇六秒三五
▼成年（3）四十歳以上
①村山聡（松温泉）　三一秒五六
②高橋英次（松SC）三四秒一六
③高橋滝太郎（松里）三四秒六八

村山英明（松之山中）優勝

高校では長沢卓史 二位

▼幼年（A）小六男子
①高橋猛（松里小）一分三秒七六
②拂川和弘（松之山小）一分三秒三五
③柳伸介（松代小）一分三六秒一三
▼幼年（B）小五まで男子
①久保田新次（松里小）一分一七秒五〇
②福原祐樹（松里小）一分三秒一四
③関谷敏郎（松代小）一分三四秒〇八
▼少年（中学男子）
①村山英明（松之山中）一分二秒一三
②斉木秀雄（松代中）一分三秒三五
③柳二三夫（松代中）一分三秒六三
▼高校
①関谷徹（松代高）　一分一〇秒三四
②長沢卓史（松之山高）一分一三秒〇〇
③小堺武彦（松代高）一分一三秒一七
▼成年（1）二十九歳まで
①小野塚茂（松SC）一分一四秒九
②小川章（松之山中）一分一五秒一七
③保坂留男（浦田）　一分一五秒四一
▼成年（2）三十～三十九歳
①村山昭雄（松之山農）一分一五秒三四
②村山良一（松之山農）一分一三秒四七
③樋口一次（松之山農）一分一四秒一三
▼成年（3）四十歳以上
①村山聡（松温泉）　一分〇六秒九〇
②高橋滝太郎（松里）一分一三秒〇三
③高橋英次（松之山SC）一分一四秒一七
▼少女（中学生女子）
①本山智子（浦田中）二分四三秒七二
②佐藤優子（浦田中）二分五三秒五六

ジャイアントスラローム

▼幼年女子（A）小学六年生
①志賀千恵子（松之山小）三九秒五九
②樋口真理（松之山小）三九秒八六
③鈴木洋子　（松代小）四三秒八一
▼幼年女子（B）小学五年まで
①小野塚末美（松里小）四〇秒一三
②村山由美子（松之山小）四一秒三五
③高橋裕子（松之山小）四三秒九九
▼少女（中学生）
①村山真理（松之山中）三六秒九〇
②若月和子（浦田中）　四〇秒五三
③石塚みさ子（浦田中）四〇秒七八

スラローム

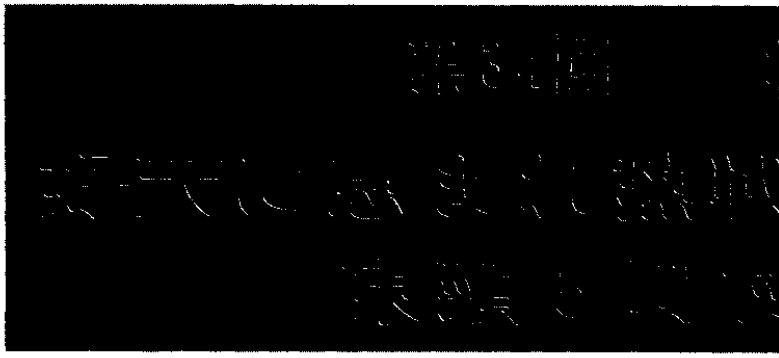

▽高校、大回転二位柳隆晃選手

◁回転で二位の長沢卓史選手

のもと牧村を除く東頸五町村から四三九名（小学校二八〇名中学校八二名高校十七名一般六〇名）の選手が参加して、温泉スキー場でアルペン競技が町民グランドではノルディック競技が行われた。

小学校女子のリレーには十二チームが参加して松代小チームが、男子リレーには十六チームが参加・安塚小チームがそれぞれ優勝し距離競技全般では安塚、松代が上位を占め力の強さを見せつけられた。

クロスカントリー

相沢義和（松之山中）二位
滝沢克久（松里小）三位

▼幼年（A）
小学生男子六年生　三キロ
①小見浩之（安塚小）一四分二四秒
②岡　聡（安塚小）一五分一九秒
③滝沢克久（松里小）一五分三三秒
④山岸直道（松之山小）一五分三五秒
⑤津端　純（松之山小）一五分四〇秒
⑥横尾　隆（峠　小）一五分五四秒

▼幼年（B）
小学生男子五年生まで二キロ
①吉野隆一（安塚小）一五分四三秒
②柳高浩（松代小）一六分二六秒
③吉野満彦（安塚小）一六分四九秒
④西片栄一（松代小）一七分一五秒
⑤斉藤真也（松代小）一七分一七秒
⑥山岸義成（松之山小）一七分三三秒

▼少年
中学生男子　五キロ
①小堺敏明（松代中）一四分三三秒
②相沢義和（松之山中）一六分一八秒
③柳　浩三（松代中）一六分五九秒

▼幼女（A）
小学生六年生　二キロ
①宮沢里子（松代小）一三分一〇秒
②柳　容子（松代小）一四分二五秒
③関谷直美（松代小）一四分四〇秒
④南雲由紀（浦田小）一四分五七秒
⑤市川治美（松代小）一五分三五秒
⑥猪又和子（安塚小）一五分四四秒

▼幼女（B）
小学生女子五年生まで二キロ
①小菅江美（安塚小）一四分〇五秒
②日下部さやか（安小）一四分〇八秒
③柳久美子（松代小）一五分四八秒
④高橋由紀枝（松代小）一五分五九秒
⑤秦昌美（安塚小）一六分〇二秒
⑥重野マサ子（東川小）一六分四三秒
⑥菅井良子（松代小）一六分四三秒

▼少女
中学生女子　三キロ
①村山知子（松之山中）一六分一五秒
②福原光江（松之山中）一六分三三秒
③樋口美保（松之山中）一七分一五秒

リレー

男子・松之山小・中とも二位
浦田小の女子三位に入る

▼幼年男子
小学生男子　二キロ×四
①安塚小A　一四分二六秒
②松之山小A　一五分三三秒
③松代小A　一五分四六秒
④保倉小　一六分五三秒
⑤松之山小B　一六分六秒
⑥浦田小A　一六分一六秒

▼少年
中学生男子　三キロ×四
①松代中A　一五分〇三秒
②松之山中　一五分〇六秒
③松代中B　一五分三三秒

▼成年　三キロ×四
①松之山町役場　一時間一七分二秒

▼幼女
小学生女子　二キロ×三
①松代小A　一九分二六秒
②安塚小　一九分四〇秒
③浦田小A　一九分四二秒
④松之山小A　一九分五三秒
⑤松代小B　二〇分一九秒
⑥保倉小　二〇分〇九秒

▼少女
中学生女子　二キロ×三
①松之山中　一四分三三秒
②浦田中　一四分三七秒

春の全国火災予防運動
2月28日～3月13日

人類が火を利用し始めてから五十万年とも百四十万年ともいわれていますが、最も火に親しんでいるのは「愛煙家」でしょう。彼らのポケットには、必ずマッチかライターが入っているはずです。

自分ではたばこを吸わなくても、知り合いには、たばこを吸う人がいるでしょう。愛煙家のいるおかげで、たばこはわたしたちにいちばん身近な火となっています。

ところでそのたばこ、吸い過ぎは健康に良くないとか、煙害だとか〝悪者〟扱いされていますが、そのほかにも免れようのない罪を一つ犯しています。それは、火災の第一位に「たばこ」が原因となることです。

火災原因、たばこがトップ

昭和五十六年中に発生した火災を出火原因別に見ると、第一位は「たばこ」で以下「火遊び」「たきび」の順です。

このうち「たばこ」による火災の数は、毎年火災全体の十～十四％を占めます。

毎年二月から三月にかけては、空気が乾燥し風も強いため、ふだんなら立ち消えになってしまうような小さな火でも、火災につながることが多くなります。

たばこは炎を上げて燃えませんが、一度火がつくとそのままでも七百から八百度の温度を保ってくすぶり続けます。

たばこを吸う人も吸わない人も、豆粒ぐらいの火とあなどらずに、たばこには十分ご注意ください。

火災に結びつく三つのパターン

たばこが出火原因の第一位と言っても、正しく喫煙していれば何も心配することはありません。

たばこが火災に結びつくのは「投げ捨て」「落下」「消し忘れ」のときで、この三つがたばこによる火災の八十五％を占めます。

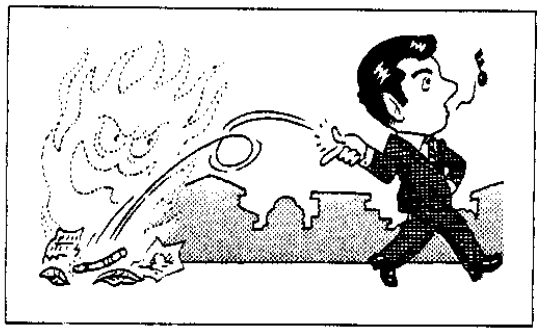

投げ捨てたばこ

たばこが原因となった火災でいちばん多いのが「投げ捨て」によるもので約六割です。

周りに燃えるものは何もないと思っても、風に吹かれて転がっていったり、踏んで消したつもりでもくすぶっていたりして危険です。たばこの吸い殻は必ず灰皿へ入れてください。

落下たばこ

「投げ捨て」に次いで多いのが「落下」です。

灰皿に置いたままになっていたたばこが、たたみやじゅうたんに落ちる、火をつけたまま持ち歩いていたたばこの火が落ちるなど、たばこ火災の約二割は、「落下」によるものです。

消し忘れたばこ

イライラするとたばこの量が増える、忙しい時ほどたくさんのたばこを吸ってしまいます。そんな時が危ないのです。

何本も何本も吸っているうち消したか消さないかを忘れ、そのまま席を立ってしまう。たばこ火災のうち三番目に多いのは「消し忘れ」です。

建物火災の主な出火原因と経過

（昭和56年中）

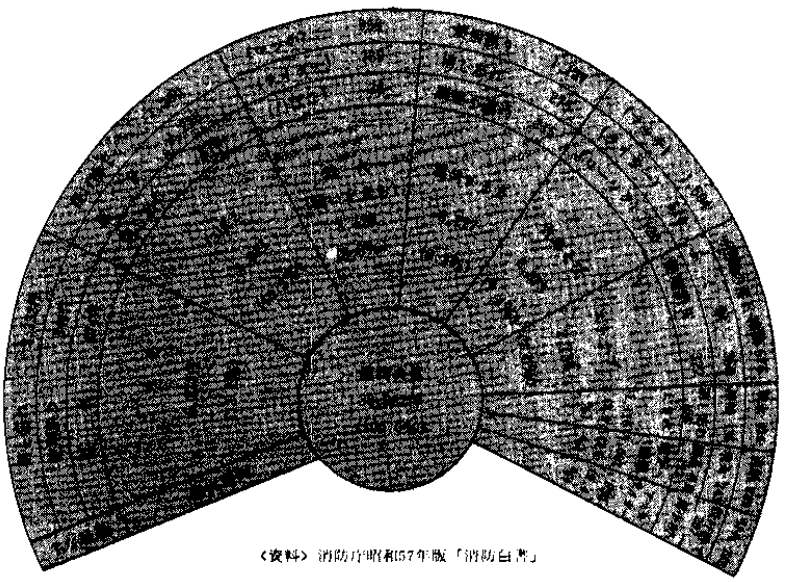

〈資料〉消防庁昭和57年版「消防白書」

救急車の正しい利用

消防署（分遣所）では、訓練を受けた専門の知識を持つ救急隊員が二十四時間いつでも出動できる態勢をとっています。また、地域の実情にもとづいた出動計画を事前に立てるなどして、より速く効果的な活動ができるよう研究と訓練を重ねています。

交通事故や急病など思わぬ事態に出合ったときは、救急車の助けを借りるのがよいでしょう。

救急車を呼ぶとき

一一九番が通じたら、次のことを落ち着いて知らせましょう。

(1)「救急」と「火災」の区別。（一一九番は、救急車を呼ぶためだけではありません）

(2)来て欲しい場所の住所と、その目標となる建物など。（自宅の電話口に住所などを書いておくと便利です）

(3)事故や病気の種類。

(4)患者の数、年齢、性別。

(5)患者の容態（意識がない、呼吸がないなど）

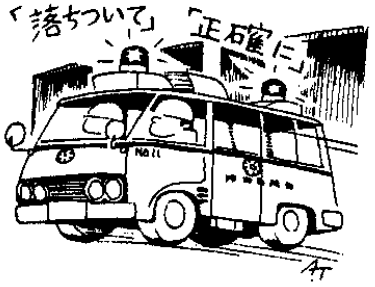

救急車が到着するまで

救急車が到着するまでに、できれば次のことを行ってください。

(1)必要な応急手当てを続ける。

(2)保険証を準備する。

(3)救急車を誘導するために表通りに出る。

(4)かかりつけの医師に連絡する必要のある病気の場合は、すぐに連絡してください。

救急車が到着したら

救急車が到着したら、救急隊員に次のことを伝えてください。

(1)到着するまでの患者の容態。

(2)施した応急手当の内容。

(3)持病があればその病名。

(4)連絡のとれた病院の名。

救急車を呼ぶ前に

一一九番を回す前に、救急車が本当に必要かどうか考えてみましょう。次のような人は救急車の利用を見合わせてください。

▼緊急に運ぶ必要のない人。

▼家庭内などで起こった事故や病気で、タクシーやマイカーを使って運べる人。

▼伝染病や精神病の診察または治療を受ける人。（まず、保健所へ連絡しましょう）

▼酒を飲んで酔っているだけの人。

健康づくりの食生活　最終回

手づくり料理を見直そう

わたしたちの食生活は、食料不足の時代から満ち足りた時代へと変化してきました。食料品店の店頭には、さまざまな食品が並べられ、好きなものを選んで食べられるようになっています。

特に最近では、インスタント食品、半調理済食品、レトルト食品(加熱調理済食品)、冷凍食品などの加工食品がたくさん出回るようになりました。

このように豊富な食品に囲まれて、わたしたちの食生活の方も豊かになってきたかというと、首をかしげざるを得ません。

近ごろの家庭料理は「カーチャンハヤスメ」と言われています。これは家庭で喜ばれる料理名の最初の文字をつづった言葉です。

「カ」はカレーライス、「チャン」はチャーハン、「ハ」はハンバーグ、「ヤ」は焼きそば、「ス」はスパゲティ、「メ」は目玉焼き――。手数のかかる料理が敬遠され、簡単に作って食べられる加工食品の普及が、この言葉に表れています。

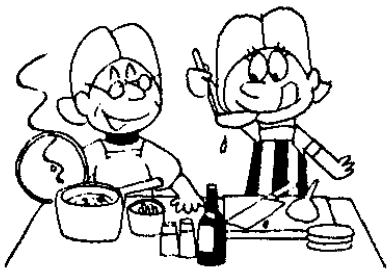

味の伝承は、家庭料理で行われてきました。いわゆる「おふくろの味」が、親から子へと伝えられる各家庭の〝持ち味〟だったのです。食品の持ち味を生かし、捨てる部分がほとんどないほど材料を効率よく使っているのが、「おふくろの味」といわれている料理です。

「カーチャンハヤスメ」から「おふくろの味」へ――もう一度、手づくり料理のよさを見直してみてはいかがですか？

身体障害者手帳の交付を

さまざまな優遇 保護措置があります

手帳の申請ができるのは、次のような障害のある方です。

肢体が不自由な方、視覚、聴覚、平衡感覚、音声、言語、心臓、じん臓または呼吸器の機能に障害を持つために、永続してかつ著しく日常生活に制限を受けている十八歳以上の方です。

申請は、医師の診断書と申請書、本人の写真二枚を添え、役場の福祉係に提出して下さい。

町、福祉事務所を経由し、県で障害程度を審査し身体障害者福祉法の規定に該当すると認めたときは、身体障害者手帳が交付されます。

更生相談

手帳が交付されると、福祉事務所や身体障害者更生相談所で自立更生のための相談を受けることができます。

更生訓練費の支給

更生訓練費は、更生相談の結果、施設に入ったり、通いながら更生訓練を受ける場合に支給されます。

更生医療の給付

更生医療の給付は、治療を受けることによって障害の程度が軽くなり、仕事や日常活動能力が高まる可能性があると認められた場合、更生に必要な医療を受けることができるものです。

医療の内容は診察、治療、手術などで、場合によっては入院もできます。

補装具の交付・修理

盲人安全つえ、補聴器、義肢車いす、歩行補助つえなどの補装具の交付や修理が受けられます。

そのほか所得税、住民税、相続税、物品税、自動車税、関税、事業税についての優遇措置もあります。また、国鉄運賃についても「身体障害者旅客運賃割引規則」によって、旅客運賃の割引が行われています。

町内では一級から六級まで百十四人が身体障害者手帳の交付をうけています。

詳しいことは、役場福祉係にお問い合せください。

電話教室で エチケットを知ろう

現在、日本の加入電話数は四千二十八万台、世界第二位の電話王国です。

しかし、年々高まる電話普及率とは裏腹に、最近の若い人たち、特に職場のフレッシュマンは電話の応対が苦手なようです。例えば、ベルが鳴ってもだれかが出るのを待っている〝電話恐怖症患者〟や基本的な電話のマナーを心得ていない人が意外に多いといわれます。

こうしたことから、日本電信電話公社では、正しい電話の知識とエチケットの普及を目指し、全国各地でどなたでも参加できる「電話教室」を無料で開催しています。

受講を希望される方は、電話局へご相談ください。

ミニ電話コーナー設置

松之山
電報電話局

電報電話局では営業窓口に、便利な電話や新しい電話など十五種二十五台の電話機を展示しています。

手でふれて！ためして！ください。皆さんのおいでを、お待ちしています。

おもな展示電話機

○カラフルな——カラー電話
○ドアホンもつけられる——ホームテレホン
○ピポパの——プッシュホン
○絵や文字を送る——電話ファックス
○音が十八倍——めいりょう
○手の中でダイヤル——ミニプッシュホン
○小さな主役——ビジネスホン

銃砲刀剣類登録審査会

4月15日，上越市厚生南会館

▽**日　時**
四月十五日（金）
午前十時より午後三時まで。
ただし、受付は午後二時半まで。

▽**会　場**
上越市本城町
上越市厚生南会館

▽**持参するもの**
○登録を受けようとする銃砲刀剣類。
○銃砲刀剣類発見届出受理証。
（所轄警察署発行）
○登録手数料
一件につき　四、五〇〇円
（新潟県収入証紙で納入する）

事業主の方へ

労働保険の年度更新

4月1日から5月16日まで

労働保険の保険料は、事業主が自主的に申告・納付しなければなりません。

昭和五十八年度の労働保険料の申告と納付の受付けが四月一日から五月十六日まで行なわれます。お早めに保険料申告書に保険料を添えて、銀行、郵便局、労働基準監督署、労働基準局に提出しましょう。

なお、各労働基準監督署では、四月から五月に説明会または、記入指導会を行いますのでご利用ください。

概算、確定保険料申告書は三月下旬ごろ各事業主に郵送されますので、期限内の申告をお忘れなく。

さわやか君

西村宗

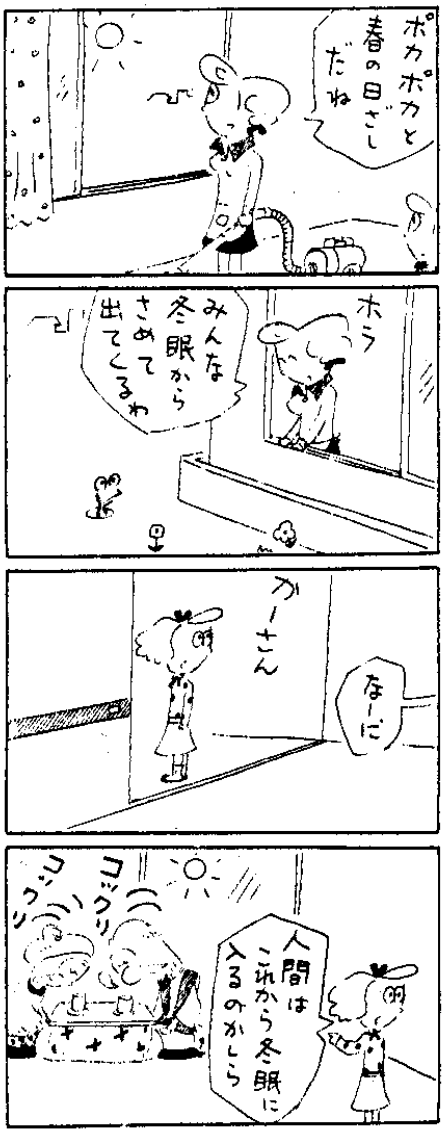

バイク・耕運機の廃車・譲渡

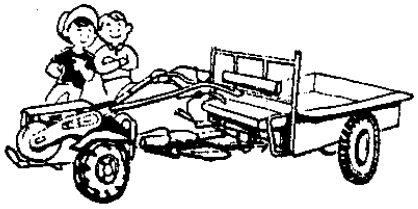

廃車・譲渡したバイク・耕運機は、役場の税務係へ四月一日迄に手続きされないと軽自動車税を課せられます。

廃車の場合は
ナンバー・印かんを

譲渡の場合は
印かんを持参下さい

詳しくは役場税務係へ電話して下さい。

人口の動き

3月1日

人　口	4,849人
男	2,352人
女	2,497人
世帯数	1,351世帯

創造性を育てる遊び

言葉で遊ぼう

国字を探そう

遊びかた

1 漢字というのは、中国で生まれて、日本に入ってきた文字のことです。ところが、日本で生まれた“漢字”というものがあり、これを「国字」または「和字」といいます。

2 お寿司屋さんの湯のみ茶わんやのれんには、鯱（しゃち）鰯（いわし）鰭（はたはた）などの文字があります。これは国字です。また、峠、働、躾（しつけ）も国字の仲間です。

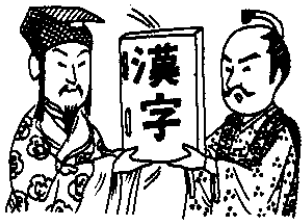

3 弱い魚だから鰯、雷の鳴る季節にとれるから鰭、山に登り下るところだから峠……というわけです。

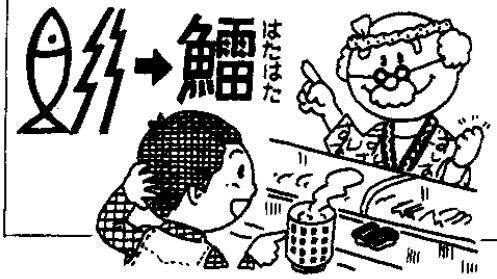

4 国字は、日本人が考えだしたもので、中国人には通用しません。日本人は創造力がありますネ。

建築物防災指導週間
三月七日～十三日

防火対策の再点検を

▼廊下や階段、出入口などが整理され、いつでも使えるようになっているかどうか。

▼増・改築などによって、建築当初の安全性が低下していないか。

▼防火シャッターやスプリンクラーなど、いざというときの安全確保のための施設がきちんと作動するかどうか。

休診

松之山診療所

3月12日（土）医師部会
19日（土）指定休日
毎週火曜日 湯本出張日

2月にあった行事

8日 議会総務民生委員会正副委員長合同会議
11日 松之山スキー大会
13日 名古屋で出稼者リーダー会議
19日 選挙管理委員会
20日 地区スキー大会（五地区）
21日 温泉委員会
22日 所得税の納税相談（25日まで）
25日 農業委員会総会
27日 松高卒業式
東京で出稼者リーダー会議
28日 民生委員協議会

戸籍の明暗ニ月

□うぶ声
津端 理英（松之山・薫の二女）
相田 梨香（松之山・久一の長女）
小野塚千穂（東川・勝男の二女）
瀧澤 瑠美（天水越・宏の長女）
相澤美智代（小谷・重美の長女）

■おくやみ
樋口 豊平(80)（兎口・堂の下）
田邊 武二(70)（松之山・三五院）
高澤シトシ(71)（大荒戸・円居）
山岸 ショ(85)（湯本・玉城屋）
高橋新太郎(76)（天水島・ますや）
樋口 正平(85)（兎口・奥出）
小野塚キセ(58)（新山・新宅）